諮問番号：令和４年度諮問第２２号

答申番号：令和４年度答申第３６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年８月１１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）処分庁が、医師からの病状報告書を無視して、審査請求人を熱中症を伴う生命の危険にさらしたのは違法である。また、処分庁は、令和２年４月２７日のクーラーの相談から本件処分の通知を出す同年８月１１日まで、審査請求人宅のクーラーの調査を全く行っていない。

（２）また、処分庁が、社会福祉協議会の融資の返還金を収入として、生活保護費から引くのは不当である。

（３）以上により、審査請求人が行ったクーラーの購入費もしくは洗浄と修理費用の支給申請（以下「本件申請」という。）を却下した本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、処分庁は、本件申請について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という｡）第７の２（６）ア（ア）の保護開始時において最低生活に必要な家具什器の持ち合わせがないときに該当しないこと、また、冷房器具の洗浄及び修理費について、経常的最低生活費の範囲内で、計画的にやりくりすべきもので家具什器費の支給には該当しないとして、本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、処分庁は医師からの病状報告書を無視して熱中症を伴う生命を危険にさらしたのは違法である旨及び処分庁は審査請求人宅のクーラーの調査を全く行っていない旨を主張する。

冷房器具の購入に要する費用については、局長通知第７の２（６）ウのとおり、被保護世帯が局長通知第７の２（６）ア（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときに認定されることとされている。

以下検討すると、審査請求人の保護が開始されたのは、平成２０年７月１１日であって、保護開始から１０年以上経過しており、また、保護開始時から同一の住居に居住していることが認められる。

また、処分庁の職員が、平成３０年８月の訪問調査において、審査請求人が冷房器具を使用している旨を聴取していることが認められる。

さらに、審査請求人は、本件申請において、冷房器具の洗浄・修理費の支給を求めていることからすると、審査請求人宅には冷房器具が設置されていたものと推認される。

以上からすると、処分庁が本件申請の後において審査請求人宅の冷房器具の設置状況を調査した経過は確認できないものの、審査請求人は保護開始から１０年以上経過し、また、保護開始時より同一の住居に居住しており、審査請求人宅には冷房器具が設置されていると推認されることから局長通知第７の２（６）ア（ア）から（オ）までのいずれにも該当せず、支給要件に該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

また、冷房器具の洗浄・修理費について、臨時的最低生活費（一時扶助費）に該当する項目はなく、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第７の１のとおり、経常的最低生活費の範囲内でまかなわれるべきものであることから、処分庁が支給しないとした判断に違法又は不当な点はない。

（３）次に、本件処分に係る手続についてみる。

処分庁は、審査請求人から令和２年４月２９日付けの書簡（以下「本件葉書１」という。）を受領し、令和２年５月１３日に訪問したものの、審査請求人から冷房器具の支給申請に係る申請の意向を確認できなかったことが認められる。その後、処分庁は、審査請求人から令和２年５月２７日付けの書簡（以下「本件葉書２」という。）を受領し、審査請求人が携帯電話を所持しておらず、自宅に電話もないことから、審査請求人宅へ訪問を４回行ったものの、審査請求人と連絡を取ることができなかったことが認められる。そして、処分庁は、審査請求人が令和２年８月４日に来庁したことから、冷房器具の支給要件等について説明し、申請書様式も手渡したが、本件処分までの間において、審査請求人から申請書の提出があったことは事件記録からは確認できない。

これらの経過からすると、本件申請から本件処分までに３０日以上経過しているものの、処分庁は、来庁した審査請求人への確認を経て、本件葉書２を本件申請として扱い、本件処分を行っており、これらの手続に本件処分を取り消すほどの違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、社会福祉協議会の融資の返還金を収入として生活保護費から引くのは不当である旨主張するが、本件処分は、審査請求人からの本件申請を却下する内容であり、本件処分によって、処分庁が社会福祉協議会からの貸付金等を収入認定した事実は確認できず、審査請求人の主張は採用できない。

（４）よって、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分については、取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

（５）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年１１月　２日　　諮問書の受領

令和４年１１月　４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１８日

　口頭意見陳述申立期限：１１月１８日

　令和４年１１月１７日　　第１回審議

令和４年１２月　８日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（４）法第１２条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、第１号において、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」と定めている。

（５）法第２４条第３項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第５項は、「第３項の通知は、申請のあつた日から１４日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを３０日まで延ばすことができる。」と、同条第６項は、「保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第３項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。」と定めている。

（６）次官通知第７の１は、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」とし、「実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と記している。

また、第７の２は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。（後略）」とし、次に掲げる特別の需要として（１）から（３）を示し、「（１）出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要　（２）日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要　（３）新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）局長通知第７の２（６）アは、「被保護者が次の（ア）から（オ）のいずれかの場合に該当し、次官通知第７に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、（中略）の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（（中略）ウを除く。）を支給して差しつかえないこと。（後略）｣とし、（ア）で、「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合わせがないとき。（イ）単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。（ウ）災害にあい（中略）災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。（エ）転居の場合であって（中略）、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。（オ）犯罪等により被害を受け（中略）新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

（８）局長通知第７の２（６）ウは、家具什器費のうち冷房器具について、「被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について（中略）特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。」と記している。

なお、上記の取扱いは、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成３０年６月２７日社援発０６２７第１号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成３０年局長通知」という。）により新規に設けられたもので、同年７月１日から適用されている。

（９）一時扶助における家具什器費の見直しについて（平成３０年６月２７日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡。以下「平成３０年事務連絡」という。）には、「（前略）生活保護制度において、日常生活に必要な生活用品については、保護受給中の場合、経常的最低生活費のやり繰りにより賄うこととしていますが、保護開始時や転居の場合などにおいて、最低生活に直接必要な家具の持合せがないため、家具什器の臨時的需要が生じる場合は、一時扶助として家具什器の支給を認めているところです。今般、一時扶助における家具什器費については、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、冷房器具の購入に必要な費用の支給を認めることにしました。また、施行日については、今夏の需要に対応できるよう、本年７月１日としており（中略）ます。（中略）なお、保護受給中の場合における日常生活に必要な生活用品の取扱いについては、従前のとおり、経常的最低生活費のやり繰りによって賄うか、又は貸付資金の活用によって賄うことに変更がないことを申し添えます。（後略）」と記載されている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２０年７月１１日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成３０年８月１日、処分庁の担当者は審査請求人宅を訪問し、審査請求人から、熱い時間帯はクーラーをつけていること及び熱中症にならないように気を使っていることを聞き取った。

（３）令和２年５月１日、処分庁は、審査請求人が同年４月２９日に作成した本件葉書１の送付を受けた。

本件葉書１には、現代ではクーラーのない生活は死を意味するので、クーラーの購入もしくは洗浄と修理費の相談について、担当者に伝えてほしい旨が記載されている。

（４）令和２年５月１３日、処分庁の担当者が、審査請求人宅を訪問したところ、審査請求人は、処分庁に送付している葉書は読んでいるかと尋ね、処分庁の担当者が読んでいる旨返事をすると、審査請求人は、審査請求人宅の破損状況として、台風による雨漏りが発生して早急に修繕する必要があるが、家主にかけあっても修繕してくれない旨述べた。これに対して、処分庁の担当者は、住宅維持費を支給する余地があること、住宅維持費で修繕できない場合は転居を認めることができる旨を説明した。

なお、同日のケース記録票には、冷房器具の購入もしくは洗浄と購入に係るやりとりは記載されていない。

（５）令和２年６月１日、処分庁は、審査請求人が同年５月２７日に作成した本件葉書２の送付を受けた。

本件葉書２には、「申請書」と記載され「４月２９日付の文面〔本件葉書１〕にあるクーラーの購入もしくは洗浄と修理の費用をお願いします」と記載されている。

（６）令和２年６月９日、１８日、２９日及び同年７月２１日、処分庁は、審査請求人宅を訪問したが、審査請求人は不在であった。

なお、令和２年６月９日、１８日、２９日の訪問の際に、処分庁は、審査請求人に連絡を求める旨のメモを投函した。

（７)令和２年８月４日、審査請求人が、医療扶助の申請のために処分庁を訪問したところ、処分庁の担当者は、審査請求人から本件葉書２を受け取ったが、クーラーの購入、洗浄・修理の費用について申請すると記載されていたため、審査請求人のクーラーの設置状況等も確認する必要があるため、申請書を持参し何度か訪問したが不在で会えなかった旨述べた。これに対して、審査請求人は、処分庁の訪問は認識していたが、連絡しなかった旨述べた。

同日のケース記録には、「改めて（中略）〔平成３０年局長通知〕及び（中略）〔平成３０年事務連絡〕を主〔審査請求人〕に説明する。（中略）〔平成３０年事務連絡〕によると、支給の対象となるものは平成３０年７月１日以降に保護開始や転居をした場合、また平成３０年４月１日から６月１日までの間に要件に該当していた場合で、７月１日時点で持ち合わせがない世帯についても支給対象となる。主宅にはすでにクーラーが設置されており、これらの要件には該当しない。又、主が言う洗浄や修理については経常的最低生活費のやり繰りによって賄う必要があるため、支給対象にはならないことを説明する。それでも主が申請する意思を有しているのであれば申請書を交付することを伝える。（中略）改めて申請を行っていただければ、福祉事務所〔処分庁〕として正確な返答させていただくことを丁寧に説明すると、一旦預かって帰ると言われた為、申請書を５枚主に渡す。＞申請書を提出するかどうか考えて、後日来所するとのことであった。」と記載されている。

（８）令和２年８月１１日のケース記録票には、「【措置】５月２７日に送付のあったハガキ〔本件葉書２〕に書かれているクーラーの購入、洗浄、修理にかかる費用について、保護申請〔本件申請〕を却下する。（後略）」と記載されている。

（９）令和２年８月１１日付けで、処分庁は本件処分を行った。

　　　本件処分の通知書の「１．却下の理由」には、「・クーラーの購入について（中略）〔局長通知〕の第７・２・（６）に掲げるアないしオのいずれの場合にも該当しないことが認められるため家具什器費の支給には該当しません。　・クーラーの洗浄費・修理費について　クーラーの洗浄費・修理費については、本来経常的最低生活費の範囲内で、計画的にやりくりすべきもので家具什器費の支給には該当しません。」と、「２．この通知書が申請受理後１４日を経過した理由」には、「クーラーの設置状況の把握や意思確認について時間を要したため」と記載されている。

（１０）令和２年１１月１２日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、次官通知及び局長通知は、厚生労働大臣が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）として定めたものである。

（２）冷房器具の購入に要する費用については、前記１（７）、（８）のとおり、平成３０年局長通知の後は、局長通知第７の２（６）において、次官通知に示された臨時的最低生活費を認定する必要があると判断した結果、局長通知第７の２（６）ア（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、かつ当該保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、最低生活に直接必要な冷房器具の持合せがなく、真にやむを得ないと保護の実施機関が認めることと記されている。

また、上記の取扱いが設けられるに当たり発出された平成３０年事務連絡には、前記１（９）のとおり、保護受給中の場合における日常生活に必要な生活用品の取扱いについては、従前のとおり、経常的最低生活費のやり繰りによって賄う（次官通知第７の１の取扱い）か、又は貸付資金の活用によって賄うことに変更がない旨記されている。

そして、上記の次官通知、局長通知、平成３０年局長通知及び平成３０年事務連絡の内容は、法の基本原理（法第１条及び第４条参照）に照らして合理的なものと言える。

（３）本件についてみると、①審査請求人の世帯の保護が開始されたのは、平成２０年７月１１日であること、②平成３０年８月１日に処分庁の担当者は、審査請求人宅を訪問し、審査請求人がクーラーを使用していることを聞き取ったこと、③令和２年５月２７日付けの本件葉書２において、審査請求人は、クーラーの購入又は審査請求人宅のクーラーの洗浄・修理の費用の支給を求めていること、④同年８月１１日、処分庁は、審査請求人に交付していた申請書による申請がなされないため、本件葉書２をクーラーの購入又は審査請求人宅のクーラーの洗浄・修理の費用の支給申請〔本件申請〕とみなした上で、これを却下する本件処分を行ったこと、が認められる。

（４）また、処分庁が本件申請を受けた後に審査請求人宅の冷房器具の設置状況を調査した経過は確認できないものの、①審査請求人は、保護開始から１０年以上保護開始時と同一の住居に居住していること、②平成３０年８月、処分庁の担当者が、審査請求人宅の訪問時に、審査請求人からクーラーを使用していることを聞き取っていること、③審査請求人は、本件申請において審査請求人宅のクーラーの洗浄・修理の費用の支給を求めていること、から、審査請求人宅には以前から冷房器具が設置されているものと推認される。

そうすると、本件申請は、局長通知第７の２（６）ア（ア）から（オ）までのいずれにも該当しないため、処分庁が、局長通知第７の２（６）ウに示されたその他の事項を検討するまでもなく、支給要件に該当しないと判断したことに不合理な点は認められない。

また、冷房器具の洗浄・修理費について、臨時的最低生活費（一時扶助費）に該当する項目はなく、前記１（６）のとおり、経常的最低生活費の範囲内でまかなわれるべきものであることから、処分庁が支給しないとした判断に不合理な点は認められない。

（５）次に、本件処分に係る手続についてみると、処分庁は、審査請求人から本件葉書１を受け取り、令和２年５月１３日に審査請求人宅を訪問したものの、審査請求人から冷房器具の支給に係る申請の意向を確認できなかったことが認められる。その後、処分庁は、審査請求人から本件葉書２を受け、審査請求人宅へ訪問を４回行ったものの、審査請求人と連絡を取ることができなかったことが認められる。そして、処分庁は、審査請求人が令和２年８月４日に来庁したことから、冷房器具の支給要件等について説明し、申請書様式を交付したところ、審査請求人は、申請するかどうか考える旨発言したが、本件処分までの間に審査請求人から申請書の提出があったことは事件記録からは確認できず、処分庁は本件葉書２を本件申請とみなして本件処分を行ったことが認められる。

これらの経過からすると、本件申請から本件処分までに３０日以上経過しているものの、処分庁の手続に本件処分を取り消すほどの不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、社会福祉協議会の融資の返還金を収入として生活保護費から引くのは不当である旨主張するが、本件処分は、審査請求人からの本件申請を却下する内容であって、審査請求人が社会福祉協議会の貸付金を利用した事実も、処分庁が貸付金等を収入認定した事実も、事件記録からは確認できず、審査請求人の主張は採用できない。

（６）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲